

2012年12月21日  
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—上海市政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第245号）

## 上海市人民代表大会常委、 「上海国際貿易センター」推進で条例制定、 政府部門の職責明確化で建設を後押し

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民代表大会常務委員会は、2012年11月21日付で『上海市の国際貿易センター建設推進条例』（上海市人民代表大会常務委員会公告第57号、以下『条例』という）を公布しました。貿易の一大中心地となることを目指す「上海国際貿易センター」構想の推進に向けた市・区・県人民政府や市の各行政部門の職責を明確化しており、2013年1月1日より施行されます。

上海市は近年、産業構造の転換と国際ビジネス都市としての地位確立を図るため、上海を世界の国際経済センター、国際金融センター、国際航運センター、国際貿易センターとすることを旨とする「4つの中心」戦略（「中心」は中国語で「センター」の意）を推し進めています。

国際貿易センターの建設方針についてはすでに、上海市政府が公布した『上海国際貿易センター建設推進の加速についての意見』（滬府発[2011]20号、2011年6月公布、以下『20号意見』という）や『上海の国際貿易センター建設における第12次五カ年計画』（滬府発[2011]61号、2011年9月公布、以下『61号計画』という）で明確化されています。今回の『条例』制定は、建設方針と地方政府部門の職責を条例で定めることにより、その遂行を後押しする狙いがあるものと考えられます<sup>1</sup>。

### □ 上海国際貿易センターの建設目標

上海市は上海国際貿易センターの建設について、『20号意見』で次のような総合目標と主要任務を掲げています（第1条第3項、第2条）。

<sup>1</sup> なお『条例』は、2009年6月に公布された『上海市の国際金融センター建設推進条例』（上海市人民代表大会常務委員会公告第13号）に続く「4つの中心」戦略の条例化となります。

### 上海国際貿易センター建設の総合目標

2020年までに、国際・国内の2つの市場の資源配置機能を備え、現代サービス業が発達し、無数の商人が雲集し、長江デルタ・長江流域・全国にサービスし、わが国の経済・貿易上の地位に相応しい国際貿易センターを基本的に完成させる。

### 上海国際貿易センター建設の主要任務

- ① 行政手続の簡素化等による市場開放レベルの向上
  - ② 通関効率化等による貿易利便化水準の向上
  - ③ 貿易流通の産業構造調整に対する牽引作用の強化
  - ④ 国際・国内市場の資源配置機能を備えた市場体系の構築
  - ⑤ 地域本部誘致等によるハイレベルで活力ある貿易主体の集積
  - ⑥ 各地域・市場の機能を活かした上海国際貿易センター空間体の形成
  - ⑦ 電子商取引の発展や物流先進技術の運用等による流通現代化の推進と流通新業態の発展
  - ⑧ 商品が豊富、業態が多様で、サービス水準が高く、消費者至上の“ショッピング天国”の構築
  - ⑨ ブランド構築、貿易標準化、ビジネス信用戦略の実施
  - ⑩ ビジネス施設の建設、公正な取引環境の整備、人材誘致等による国際水準の商業・貿易環境の構築
- (『20号意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

一方、『61号計画』では2015年までの具体目標として、図表1の数値目標のほか、国際認証を持つ登録会計士・弁護士・コンサルティング機構および人員の大幅増、虹橋ビジネスエリアでの国家級大型展示会場の建設、通関における“一度の登録で、同時に申告”

システムの推進等を掲げています(第3条第2項)。また、貿易と投資の促進に向けて10の商業プラットフォーム(国家級展示会施設、国際貿易および海外マーケティング促進、技術輸出入促進、電子商取引、コモディティ取引、サービス業集積区、ショッピングおよび消費、国内取引と対外貿易の一体化、経済情報・国際情報ポート、国際貿易機構集積)を構築すると明記しています(第4条)。

#### □ 商業取引促進に向けた主な施策

今回公布された『条例』は、その制定目的を「上海国際貿易センター建設の国家戦略を貫徹して実施し、市場開放レベルおよび貿易利便化の水準を向上させ、現代市場体系の建設を加速し、良好な貿易発展環境を構築するため」(第1条)とし、政府・公的組織間の推進体制の構築から、各種取引市場の設立と市場機能の強化、商業取引を仲介する電子商取引・金融・物流・展示会業の発展促進、市内各地域の発展計画、人材誘致、市場秩序の維持と法治制度の整備まで多岐にわたる建設方針を規定しています(図表2参照)。

【図表1】上海国際貿易センター建設における主な数値目標

	2015年の目標値	2010年の実績値
商品販売総額	8.7兆元	3.74兆元
社会消費品小売総額	1兆元	6,071億元
電子商取引額	1.2兆元	4,262億元
上海市の貨物貿易総額	5,400億米ドル	3,689億米ドル
上海税関経由の貨物貿易総額	1,1兆米ドル	6,847億米ドル
サービス貿易額	2010年から倍増	1,047億米ドル

(『61号計画』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表2】上海国際貿易センター建設の主な方針と施策

分野	主な方針・目標および任務・施策
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上海市と国家関連部門（商務部等）との協力体制の強化</li> <li>✓ 上海国際貿易センター建設推進議事協調機構による段階目標の設定と各種措置の実行</li> <li>✓ 貿易分野における国際・地域・都市交流の促進</li> <li>✓ 上海国際貿易センター建設推進の財政資金投入メカニズムの整備</li> <li>✓ 公式サイトでの貿易関連情報（産業政策・製品標準・扶助措置・業界動向・手続等）の提供</li> </ul>
貿易・取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 貨物貿易の構造最適化と加工貿易業の転換・高度化、中継貿易・オフショア貿易の発展</li> <li>✓ 輸出入企業によるクロスボーダー貿易人民元決済の促進</li> <li>✓ 企業による国別輸入品商品センターの建設と輸入商品の展示・商談・取引の促進</li> <li>✓ コモディティ取引市場の建設と重点コモディティの価格指数・景気指数・リスク指数の編成</li> <li>✓ 黄浦江兩岸の重点発展地域・虹橋ビジネスエリア・総合保税區等の地域優位性を活用した貿易集積区の建設</li> <li>✓ 土地利用年度計画作成における貿易集積区建設用地の確保</li> <li>✓ 貿易利便化聯席會議制度の整備と貿易利便化効率指標体系の構築</li> <li>✓ 貿易利便化集中サービス拠点の設立と港灣検査機關による通関プロセス・サービスの最適化</li> </ul>
サービス貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ サービス貿易促進指導目録の制定</li> <li>✓ サービス貿易統計指標・体系の構築と統計調査方法の整備</li> <li>✓ サービス貿易に対する総合評価・分析の定期的な実施</li> <li>✓ 技術輸出入取引プラットフォームの構築</li> <li>✓ 技術輸出入機構による取引規則・標準等の制定と技術輸出入の集中取引の推進</li> </ul>
企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 調達・マーケティング・決済・物流等の機能を持つ貿易型本部の認定基準・優遇措置の策定と企業誘致</li> <li>✓ 国外投資プロジェクトに係る審査・認可手続の簡素化</li> <li>✓ 中小企業による商品流通や貿易サービス等への参入の奨励</li> <li>✓ 業界団体による貿易摩擦への対応と業界評価・標準選定への参画</li> <li>✓ 貿易関連専門サービス（コンサル・展示会・ブローカー・会計・法律・税務等）の発展促進</li> <li>✓ 国内外の貿易推進機構・業界団体・商会等による本部・代表機構設立の奨励</li> </ul>
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ランドマークとなる商業センターや特色ある商業街の重点建設</li> <li>✓ 出国時税還付政策の検討と免税商品購買店の開設</li> <li>✓ 地域の発展と人口規模に相応しい商業ネットワーク配置計画の策定</li> </ul>
電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公共サービスプラットフォームおよびサービス体系の構築</li> <li>✓ 通関・検査、元転、クロスボーダー決済、税還付等に係る諸問題の解決</li> </ul>
金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ サプライチェーン融資・輸出入貿易融資等の金融サービスの重点発展</li> <li>✓ クロスボーダー貿易人民元決済・融資業務センター建設の推進</li> </ul>
物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 物流施設建設用地の確保と重点物流園區・物流基地の建設</li> <li>✓ 港灣物流・メーカー物流・都市配送物流・電子商取引物流を結合した現代物流サービス体系の構築</li> <li>✓ 物流業界における情報化応用水準の向上</li> </ul>
保税区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際慣例に合致する自由貿易園區の建設</li> <li>✓ 外高橋保税區における国家輸入貿易促進革新モデル地区の建設</li> </ul>
展示会	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 展示会業界標準の制定と展示会企業の信用分類管理制度の構築</li> <li>✓ 展示会における知的財産権の保護</li> <li>✓ 展示会場の配置・建設計画の策定と国家級国際展示会場の建設および周辺付属施設の整備</li> <li>✓ 展示会場の運行状況についての定期的な分析・評価の実施</li> </ul>
人材誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 貿易人材の育成・誘致計画の制定と貿易人材評価メカニズムの整備</li> <li>✓ 誘致した人材の戸籍・居住証の手続、住宅、医療保障、子女の就学等における便宜の提供</li> <li>✓ 誘致した国外貿易人材の出入国手続の簡素化</li> <li>✓ 上海国際貿易センター建設に貢献した貿易人材の表彰・奨励</li> </ul>
市場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国外の貿易関連措置の貿易に対する影響の統計・分析</li> <li>✓ 業界・企業による貿易救済制度の利用促進と救済効果の追跡調査</li> <li>✓ 産業損害アラート業務の展開および市場モニタリングデータの収集</li> <li>✓ 知的財産権援助の公共サービスプラットフォームの建設と知財違法行為の調査・処分</li> <li>✓ 貿易主体の信用情報共有メカニズムの構築</li> <li>✓ 信用サービス機構による信用商品開発と企業による信用商品利用の奨励</li> <li>✓ 人民法院の貿易紛争案件に対する執行力強化と仲裁機構による仲裁規則の整備</li> </ul>

（『条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

対外貿易の促進については、次のような方針を示しています（第7条）。

市人民政府およびその関連部門は、措置を採って企業による貨物輸出入貿易構造の最適化を奨励し、加工貿易企業の転換・高度化を促進し、上海港湾の集散作用を増強し、中継貿易およびオフショア貿易の発展を推し進め、国家関連部門と協力して輸出入企業によるクロスボーダー貿易人民元決済の展開を支持しなければならない。

上海市が近年、促進に力を入れている貿易形態の1つが技術貿易です。『条例』では、技術輸出入取引プラットフォームの構築と技術取引における規則や標準の制定が挙げられています（第10条）。2011年の中国の技術輸出入総額は535.6億米ドルで、サービス貿易全体の約12%を占めていますが、その貿易収支は年100億米ドルの赤字となっています。そのため、成長著しいソフトウェア、サービスアウトソーシングの輸出に期待がかかっています。

貿易の発展には、競争力のある企業の存在も欠かせません。上海市は近年、本部機能や研究開発機能を持つ企業を積極的に誘致しており、『上海金融報』によれば、2012年9月末までの累計で多国籍企業の地域本部393社、投資性公司258社、研究開発センター349カ所の誘致に成功しています。『条例』では、調達・マーケティング・物流・決済等の貿易機能を有する貿易型本部の誘致を打ち出しており、その認定基準や優遇措置は今後、市の商務部門が中心となって策定するとしています（第13条）。

『条例』は、上海市各地域の機能的な特徴を活かした貿易の発展を促しており（第17条）、市商務部門や区・県人民政府等は、地域の発展や貿易の需要に基づき、商業施設や物流施設の配置計画を立案しなければならないとしています。

市および区・県人民政府は、上海の国際貿易センター建設計画に基づき、黄浦江兩岸の重点発展地域、虹橋ビジネスエリアおよび総合保税區等の地域の発展優位に依拠し、各種貿易集積区を計画、建設しなければならない。

#### □ 「自由貿易園區」の設立にも言及

また、『条例』は「自由貿易園區」の設立にも言及しています（第18条）。

市人民政府およびその関連部門は、国家関連部門の指導の下、税関特殊監督管理区域の機能革新および転換・高度化を推し進め、貿易と金融、航運、物流、製造、展示会等の産業との融合的な発展を奨励し、国際慣例に合致する自由貿易園區の建設を探索しなければならない、外高橋保税區で国家輸入貿易促進革新モデル区の建設を推進し、オフショア貿易等の新しい貿易サービスを開拓しなければならない。

中国の「税関特殊監督管理区域」（以下、「保税区域」という）は、1990年に上海外高橋保税區が認可されたのを皮切りに各地で設立が進み、現在ではその形態も保税區、輸出加工区、保税物流園區、クロスボーダー工業区、保税港区、総合保税區の6種類へと多様化しています。これらの保税区域はそれぞれ異なった特徴を持っていますが、単一の機能しか有しない保税区域もあるほか、保税区域間の機能の違いを把握するのが難しくなっています。また、設立認可を得ても実際の建設が進まない保税区域が少なくないと言われています。

そこで、国務院は2012年10月27日付で『税関特殊監督管理区域の科学的発展についての指導意見』（国発[2012]58号）を公布し、「元の計画面積を基本的に超えないという前提の下、現有の輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業区、保税港区および条件に合致する保税區を順次、総合保税區に統合させる」（第4条第10項）との方針を明確にしました。そのため、今後は包括的な保税機能を有する新しい「総合保税區」への整理・統合が進んでいくものとみられます。

#### □ 展示会市場の発展も後押し

国内外との商業取引を促進する重要なツールの1つが展示会です。『条例』では上海の展示会市場について、次のような方針を掲げています（第25条）。

当市は、展示会業の発展を奨励し、国際展示会資源を誘致し、上海の国際展示会センター都市への発展を促進する。市商務部門は、市の関連部門とともに展示会業の関連標準を制定し、展示会企業の信用度を基礎とする分類管理制度を建設し、展示会における知的財産権保護等の関連制度を整備しなければならない。

『上海金融報』によれば、2011年に上海で開催された展示会は674回（前年比32回増）、総展示面積は953万平米（同18.5%増）に達して共に全国トップとなっており、2015年には上海の年間総展示面積が1,500万平米に達すると予測されています。需要増に対応するため、虹橋交通ターミナルに隣接する虹橋ビジネスエリアでは総展示面積50万平米の超大型展示会場の建設が進んでいます。

上海で開催される国家級の超大型展示会としては、毎年11月頃に開催される中国国際工業博覧会、3月頃に開催される中国華東輸出入商品交易会が有名で、2013年5月には中国（上海）国際技術輸出入交易会が初開催される運びとなっています。

#### □ 公正な取引環境を整備

上海国際貿易センターの建設に向けた公正な市場・法治環境の整備について、『条例』は貿易摩擦への対応と救済、産業損害アラート業務の展開、知的財産権の保護、信用サービス市場の発展等の施策を挙げているほか、人民法院（裁判所）や仲裁機構の役割も明記しています（第6章）。

上海市高級人民法院は、2012年10月23日付で『上海法院による上海国際貿易センター建設のための司法保障提供の実施意見』を公布しています。「公平・公正・公開の原則を必ず堅持し、国際貿易規則、商業慣例および国際公約等を尊重し、法に基づき中国内外の貿易主体の合法權益を平等に保護する」（第3条）との基本方針を示し、上海国際貿易センター建設に歩調を合わせる姿勢を明確にしています。

\*

『条例』の詳細につきましては、6ページからの日本語仮訳および15ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

## 上海市人民代表大会常務委員会公告第 57 号

『上海市の国際貿易センター建設推進条例』は、上海市第 13 期人民代表大会常務委員会第 37 回会議にて 2012 年 11 月 21 日に可決した。ここに公布し、2013 年 1 月 1 日より施行する。

上海市人民代表大会常務委員会

2012 年 11 月 21 日

### 『上海市の国際貿易センター建設推進条例』

(2012 年 11 月 21 日、上海市第 13 期人民代表大会常務委員会第 37 回会議にて可決)

#### 第 1 章 総則

**第 1 条** 上海国際貿易センター建設の国家戦略を貫徹して実施し、市場開放レベルおよび貿易利便化の水準を向上させ、現代市場体系の建設を加速し、良好な貿易発展環境を構築するため、関連法律、行政法規の規定に基づき、当市の実状に合わせ、本条例を制定する。

**第 2 条** 当市の上海国際貿易センター建設推進業務は、本条例を適用する。

**第 3 条** 当市は、国家の配置に基づき、国際貿易規則および慣例を尊重し、上海国際貿易センター建設を推進し、上海が、国際・国内の 2 つの市場の資源配置機能を備え、市場体系が完備し、貿易主体が集積し、地域配置が合理的で、基礎施設が整備され、市場環境が公平で秩序あり、わが国の経済貿易の地位に見合った国際貿易センターとなるように建設する。

**第 4 条** 市人民政府は、上海の国際貿易センター建設計画を組織、編成し、当市の上海国際貿易センター建設推進の関連業務への指導を強め、商務部等の国家関連部門との部・市間合作メカニズムを深化させる。

当市が設立する上海国際貿易センター建設推進議事協調機構は、上海国際貿易センター建設関連業務を協調して推進し、関連部門を組織して段階的な目標および各種措置を制定、履行することに責任を負う。

市の商務、発展改革、経済情報化、財政、税務、建設交通、国土計画、工商、品質技術監督、人的資源、金融サービス、港湾サービス、協力交流等の部門および区・県人民政府は、提携、協力を強化し、上海国際貿易センター建設推進の各種業務を具体的に履行しなければならない

い。

**第5条** 当市は、香港・マカオ・台湾地区、国内のその他の地域と貿易分野における合作交流を推進し、長江デルタ地域における経済・貿易協力連動メカニズムを整備する。

当市は、その他の国際貿易センター都市との交流を強化し、貿易企業、貿易促進機構、投資促進機構、貿易研究機構等による国際合作交流の展開を奨励し、その国外における貿易マーケティング、促進、研究等の機構の設立を支持する。

**第6条** 当市は、上海国際貿易センター建設推進の財政資金投入メカニズムを最適化、整備し、貿易プラットフォームの建設、貿易環境の創造および改善、貿易機構の誘致、貿易促進活動等を重点的に支持し、財政資金の誘導およびインセンティブ作用を発揮させる。

## 第2章 市場体系の建設

**第7条** 市人民政府およびその関連部門は、措置を採って企業による貨物輸出入貿易構造の最適化を奨励し、加工貿易企業の転換・高度化を促進し、上海港湾の集散作用を増強し、中継貿易およびオフショア貿易の発展を推し進め、国家関連部門と協力して輸出入企業によるクロスボーダー貿易人民元決済の展開を支持しなければならない。

市商務部門は、市の関連部門とともに企業による国別輸入商品センターの建設を支持し、輸入商品の展示、商談および取引を促進し、各種対外貿易の転換基地の発展を支持しなければならない。

**第8条** 市の商務、発展改革、経済情報化、工商、金融サービス、品質技術監督等の部門は、国家関連部門の指導の下、法に基づき集積効果および取引規模を備えたコモディティ取引市場の建設を規範化、扶助し、重点コモディティ分野の情報、値付け、取引、決済機能を実現し、合わせて物流、金融、情報、技術等のサービスを整備しなければならない。

市商務部門は、関連業界団体、研究機構、企業等による鉄鋼、化学工業、非鉄金属等の重点コモディティ分野の価格指数、景気指数およびリスク指数の編成、公表を指導、支持しなければならない。

**第9条** 市商務部門は、市の関連部門とともにサービス貿易促進指導目録を制定、定期的に公表し、サービス貿易促進指導目録に列挙されたサービス貿易の経営者およびプロジェクトに対し支持を与えなければならない。

市の統計、商務部門は、市の関連部門とともにサービス貿易統計指標および体系を建設し、統計調査方法を整備しなければならない。市商務部門は、サービス貿易の総合評価・分析を定期的に展開し、社会に向けて評価・分析報告を公表しなければならない。

**第10条** 市商務部門は、国家関連部門の指導の下、現有の国際・国内資源を利用し、全国にサービスするグローバルに向けた技術輸出入取引プラットフォームの建設を推進し、情報の集積と資源の協調的な統合、技術貿易促進等の機能を実現しなければならない。

市商務部門は、技術輸出入促進機構による取引規則、標準および措置の制定を支持し、技術輸出入の集中取引を推進しなければならない。

**第11条** 市の商務、国土計画、経済情報化、工商、旅行等の部門は、商業および旅行、文化産業の融合的な発展の要求に基づき、中心エリアの商業、新規開発エリアおよび郊外の商業、コミュニティの商業を統一的に発展させ、ランドマークとなる商業センター、特色ある商業街を重点的に建設し、大衆消費と高級消費、商品消費とサービス消費の共同的な発展を促進しなければならない。

市人民政府は、国家関連部門と協力して当市における出国時税還付政策の実施を探求し、場所を選んで免税商品の購買店を設立する。

**第12条** 当市は、電子商取引市場の発展を促進し、電子商取引技術の革新、経営モデルの革新およびサービスの革新を奨励し、電子商取引と情報、金融、物流等との融合的な発展を推進し、電子商取引の広範な応用を普及させる。

市人民政府およびその関連部門は、電子商取引公共サービスプラットフォームおよび支柱となるサービス体系の建設を推進し、企業による自営、第三者、専門サービス電子商取引プラットフォームの発展を支持し、大型の電子商取引プラットフォームを育成、発展させ、各種電子商取引プラットフォームの経営者を規範的な経営へと誘導し、電子商取引の発展環境を最適化しなければならない。

市商務部門は、国家関連部門と協力し、電子商取引における輸出入通関・検疫、元転、クロスボーダー決済、税還付等の問題の解決を探求し、クロスボーダー電子商取引の発展を支持しなければならない。

### 第3章 貿易主体の建設



**第13条** 当市は、国内外の企業による上海での調達センター、仕分けセンター、マーケティングセンター、決済センター、物流センター、ブランド育成センター等の貿易運営および管理機能を有する貿易型本部の設立を奨励する。市商務部門の認定を経た貿易型本部は、通関プロセス、人材誘致、資金決済、投資の利便化、人員の出入国等の方面において、規定に基づき優遇政策を享受できる。市の発展改革、財政、合作交流等の部門は、支援および協力を与えなければならない。

貿易型本部の認定標準、優遇措置は、市商務部門が市の発展改革、財政、合作交流等の部門とともに具体的な方法を制定し、市人民政府に報告して、批准された後、実施する。

**第14条** 市の商務、発展改革、財政等の部門は、措置を採って当市の先進技術、ブランド優位、規模の実力または市場基礎を備えた企業による多国籍経営の展開を奨励し、その国外での分支機構および研究開発センターの設立、国外業務の開拓、国際販売ネットワークの発展を支持しなければならない。

市の商務、発展改革部門は、国家および当市の関連規定に基づき、企業による国外投資プロジェクトの審査・認可手続を簡素化し、国外投資の利便化を推進しなければならない。

**第15条** 市の経済情報化、商務等の部門は、措置を採って中小企業が商品流通、貿易サービス等の産業に参画して発展することを奨励し、それが卸売り・小売り、フランチャイズ経営、物流、展示会サービス、広告代理、ブランドクリエイティブ、マーケティングプラン等の業務を展開し、国内外の市場を開拓することを支持しなければならない。

**第16条** 当市は、業界団体が業界サービスを展開し、企業の市場開拓を誘導し、法に基づき貿易摩擦への対応、業界評価、標準選定等の関連業務に参画することを支持する。

当市は、コンサルティング、展示会、ブローカー、会計、法律、税務等の貿易関連の専門サービス機構が発展することを支持する。専門サービス機構は、規範的に経営し、専門水準およびサービス能力を向上させ、業界の自主的な規律を増強しなければならない。

当市は、国内外の貿易促進機構、業界団体、商会等の組織による上海での本部または常駐代表機構の設立を奨励し、その法に基づく業務活動の展開、貿易発展の促進を支持する。

#### 第4章 地域配置および基礎施設の建設

**第17条** 市および区・県人民政府は、上海の国際貿易センター建設計画に基づき、黄浦江兩岸の重点

発展地域、虹橋ビジネスエリアおよび総合保税區等の地域の発展優位に依拠し、各種貿易集積區を計画、建設しなければならない。

市国土企画部門および関連区・県人民政府は、コントロールされた詳細計画および土地利用年度計画を組織、編成するとき、当市の都市総合計画および土地利用総合計画に基づき、上海の国際貿易センター建設計画の要求と合わせ、貿易集積區の建設用地の需要を保障しなければならない。

**第18条** 市人民政府およびその関連部門は、国家関連部門の指導の下、税関特殊監督管理区域の機能革新および転換・高度化を推し進め、貿易と金融、航運、物流、製造、展示会等の産業との融合的な発展を奨励し、国際慣例に合致する自由貿易園區の建設を探求し、外高橋保税區で国家輸入貿易促進革新モデル區の建設を推進し、オフショア貿易等の新しい貿易サービスを開拓しなければならない。

当市の各種税関特殊監督管理区域管理機構は、国家関連部門の指導の下、国際コモディティ、国外ハイテク製品および輸入消費品の保税展示等の業務展開を支持しなければならない。

**第19条** 市商務部門は、市国土企画等の部門および区・県人民政府とともに、当市の国民経済および社会発展計画に基づき、地域発展および人口規模に合わせて商業ネットワーク配置計画を組織、編成し、市人民政府に報告して、批准された後、相応する都市・農村計画に組み入れなければならない。

当市の商業ネットワークを建設、ならびに既存の商業ネットワークの用途および業態を変更する場合、商業ネットワーク配置計画に合致していなければならない。

**第20条** 市関連部門および区・県人民政府は、貿易発展の需要に基づき、物流施設の配置を合理的に計画し、倉庫、仕分け、運輸、配送等の施設の建設用地を保障し、重点物流園區および物流基地の建設を推し進め、港湾物流、メーカー物流、都市配送物流および電子商取引物流が結び付いた現代物流サービス体系を構築しなければならない。

市経済情報化、商務等の部門は、企業による運輸、倉庫、貨物代理およびサードパーティロジスティクス情報管理システムの建設を支持し、物流業界の情報化応用水準を向上させなければならない。

## 第5章 貿易利便化および貿易促進

**第21条** 当市は、貿易利便化聯席会議制度を整備し、貿易利便化の効率指標体系の建設を推し進め、貿易利便化の業務プロセスを規範化する。

**第22条** 当市は、区・県人民政府および産業園区管理機構による貿易利便化集中サービス拠点の設立を奨励し、港湾検査機構および関連部署を組織して常駐させ、共同して執務させ、合わせて日常運行の協調メカニズムを建設し、企業による通関申告および関連する税務、外貨管理、金融、貨物代理等の業務手続に便宜を図らなければならない。

**第23条** 市港湾サービス、商務等の部門は、国家関連部門の指導の下、通関における協調サービスを強化し、港湾検査機構による通関プロセスおよびサービスの最適化、港湾監督管理モデル革新の加速を支持し、輸出入貨物通関の利便化を推し進めなければならない。

当市は、港湾検査機構、港湾運営部署による通関申告、検査、通過、後続の監督管理等のプロセスにおける情報化応用水準の向上を支持する。

**第24条** 市金融サービス部門等の部門は、国家関連部門の指導の下、金融機関が貿易融資需要をめぐって金融革新を展開することを奨励し、サプライチェーン融資および輸出入貿易融資等の関連金融サービスを重点的に発展させ、クロスボーダー貿易人民元決済および融資業務センターの建設を推し進めなければならない。

**第25条** 当市は、展示会業の発展を奨励し、国際展示会資源を誘致し、上海の国際展示会センター都市への発展を促進する。市商務部門は、市の関連部門とともに展示会業の関連標準を制定し、展示会企業の信用度を基礎とする分類管理制度を建設し、展示会における知的財産権保護等の関連制度を整備しなければならない。

市の関連部門および区・県人民政府は、当市の展示会場の配置および建設を統一的に計画し、国家級国際展示会場を建設し、周辺付属施設を整備しなければならない。市商務部門は、市の関連部門とともに展示会場の運行状況について定期的に分析・評価を展開し、評価結果を展示会場の配置および周辺付属施設の整備の依拠としなければならない。

**第26条** 市品質技術監督部門は、市商務等の部門とともに企業による関連する国際、国家、業界および地方標準の研究および制定への参与を誘導し、国内外の先進的な標準を採用し、企業による各級の各種貿易サービス標準化モデル試行拠点建設の展開を奨励し、企業、業界団体による国外認証、合格評定等の標準化業務の展開を指導しなければならない。

**第27条** 当市は、貿易主体の集積に有利であり、各方面の積極性を動員するという原則に基づき、国

家規定に基づき貿易発展促進の財政・税務政策を履行し、輸出還付税サービス業務を適切に遂行しなければならない。

**第28条** 市の人的資源部門は、市商務、教育等の部門とともに貿易人材の集積、発展計画および育成・誘致計画を制定し、国際貿易人材開発計画を実施し、市場を指針として上海国際貿易センター建設と相応する貿易人材使用評価メカニズムを建設、整備しなければならない。

市の関連部門および区・県人民政府は、誘致した高レベルで極端に不足している貿易人材のために、戸籍および居住証の手続、住宅、医療保障、子女の就学等の面で便宜を提供しなければならない。誘致した国外貿易人材について、出入国管理部門は国家の関連規定に基づき、出入国手続を簡素化しなければならない。

市の関連部門は、関連規定に基づき、上海国際貿易センター建設のために貢献した各種貿易人材に対し表彰または奨励を与えなければならない。

**第29条** 市商務部門は、国家および当市の貿易発展関連の産業政策、製品標準、扶助措置、業界動向、手続プロセス等の情報を収集、とりまとめ、合わせて「中国（上海）国際貿易センター網」上に集中させて公表しなければならない。当市の関連部門および部署は、関連情報の提供を支援しなければならない。

当市は、商業経済情報の提供業者が国外証券、先物商品、為替、金等の市場と接続した経済情報プラットフォームを建設し、貿易主体のために国際貿易経済情報サービスを提供し、国際経済貿易情報ポートおよびグローバル貿易情報サービス市場を形成することを支持する。

## 第6章 貿易秩序の維持および法治環境の建設

**第30条** 市の商務、財政、発展改革、経済情報化、工商、品質技術監督等の部門および区・県人民政府は、協力を強化し、公平な貿易状況の通報および関連政策措置の審査を定期的に展開し、輸出入における公平な貿易公共サービスを強化し、業界団体、商会、企業および専門サービス機構による貿易摩擦協調、貿易調整援助、産業損害アラート等の公平な貿易業務の展開を支持しなければならない。

**第31条** 市の商務、財政部門は、市の関連部門とともに企業および関連業界団体、商会を誘導し、国際貿易規則および慣例に基づいて反不当廉売、反補助金、保障措置、知的財産権、貿易の技術的障害措置等の貿易摩擦案件に対応し、国外の関連措置の輸出入貿易に対する影響の統計および分析を強化しなければならず、輸入製品の打撃を受けた業界、企業による国家関連部

門への貿易救済申請を指導し、関連措置の産業に対する救済効果を追跡して分析しなければならない。

**第32条** 市商務部門は、輸入の増加または産業の移転等により深刻な損害を受けた産業または企業に対し、その発展振興計画の制定、製品転換研究の実施、新製品研究開発の展開、マーケティングの最適化、管理の改善、人員研修の展開および再配置の進行等の貿易調整プロジェクトを積極的に支援しなければならない。

**第33条** 市商務部門は、国家の関連部門と協力して産業損害アラート業務を展開し、製品の輸出入数量、価格および国内の同類製品の生産経営状況等の関連データを定期的に収集し、産業安全データバンクを整備し、分析・評価を通じて当市の産業、貿易、市場モニタリング情報等の状況を速やかに反映しなければならない。当市の関連部門および部署は、関連データの提供に協力しなければならない。

**第34条** 市人民政府およびその関連部門は、貿易と関連する知的財産権保護の効果持続メカニズムを整備し、公共の知的財産権援助サービスプラットフォームを建設し、法に基づき知的財産権侵害の違法行為を調査、処分しなければならない。

市商務部門は、市の関連部門とともに企業による海外での知的財産権の登録登記の展開を支持し、企業の海外における知的財産権の権利保護援助業務メカニズムを建設し、企業による海外での権利保護の指導と支援を強化しなければならない。

当市は、知的財産権の違法行為の通報、苦情奨励メカニズムを建設し、知的財産権の侵害行為に対する社会監督を強化する。

**第35条** 市経済情報化、商務、工商、品質技術監督、食品薬品監督管理等の部門は、商業信用情報収集制度を建設、整備し、貿易主体による行政許可取得、法規違反処理状況等の信用状況を記録し、信用情報共有メカニズムを建設し、信用情報開示メカニズムおよび検索サービスを整備しなければならない。

**第36条** 当市は、信用サービス機構による信用商品の開発を奨励し、信用サービス機構の合法的な経営活動を支持し、信用サービス市場の発展を促進する。

市商務、経済情報化等の部門は、信用サービス機構による信用担保、信用格付、商業信用調査、商業ファクタリング、中小企業融資等の関連信用商品の開発および革新を展開することを支持しなければならない。

市人民政府およびその関連部門は、貿易企業による契約締結、契約履行等の活動における信用商品を使用した経営リスクの防止を支持し、貿易企業による信用管理水準の向上を奨励する。

**第37条** 本市の各級人民法院は、法に基づき貿易紛争の審理・判決メカニズムを整備し、貿易紛争案件に対する執行力を強化しなければならない。

本市の仲裁機構は、法律、法規および国際慣例に基づき、仲裁規則を整備し、貿易紛争の仲裁専門水準および国際化レベルを向上させなければならない。

本市は、各種商事紛争の専門調停機構が国際慣例に基づき、多様な形式を採用して貿易紛争を解決することを支持する。

## 第7章 附則

**第38条** 本条例は、2013年1月1日より施行する。

(中国語原文)

## 上海市人民代表大会常务委员会 公告第 57 号

《上海市推进国际贸易中心建设条例》已由上海市第十三届人民代表大会常务委员会第三十七次会议于 2012 年 11 月 21 日通过，现予公布，自 2013 年 1 月 1 日起施行。

上海市人民代表大会常务委员会  
2012 年 11 月 21 日

### 上海市推进国际贸易中心建设条例

(2012 年 11 月 21 日上海市第十三届人民代表大会常务委员会第三十七次会议通过)

#### 第一章 总则

**第一条** 为了贯彻实施建设上海国际贸易中心的国家战略，提高市场开放程度和贸易便利化水平，加快建设现代市场体系，营造良好的贸易发展环境，根据有关法律、行政法规的规定，结合本市实际情况，制定本条例。

**第二条** 本市推进上海国际贸易中心建设工作，适用本条例。

**第三条** 本市按照国家部署，尊重国际贸易规则和惯例，推进上海国际贸易中心建设，将上海建设成为具有国际国内两个市场资源配置功能，市场体系完备、贸易主体集聚、区域布局合理、基础设施完善、市场环境公平有序，与我国经济贸易地位相匹配的国际贸易中心。

**第四条** 市人民政府组织编制上海建设国际贸易中心规划，加强对本市推进上海国际贸易中心建设相关工作的领导，深化与商务部等国家有关部门的部市合作机制。

本市设立的推进上海国际贸易中心建设议事协调机构负责协调推进上海国际贸易中心建设相关工作，组织有关部门制定和落实阶段性目标和各项措施。

市商务、发展改革、经济信息化、财政、税务、建设交通、规划国土、工商、质量技监、人力资源、金融服务、口岸服务、合作交流等部门和区、县人民政府应当加强协作配合，具体落实推进上海国际贸易中心建设的各项工作。

**第五条** 本市推动与港澳台地区、国内其他地区在贸易领域的合作交流，完善与长三角地区的经贸合

作联动机制。

本市加强与其他国际贸易中心城市的交流，鼓励贸易企业、贸易促进机构、投资促进机构、贸易研究机构等开展国际合作交流，支持其在境外设立贸易营销、促进、研究等机构。

**第六条** 本市优化完善推进上海国际贸易中心建设财政资金投入机制，重点支持贸易平台建设、贸易环境营造和改善、贸易机构引进、贸易促进活动等，发挥财政资金的引导和激励作用。

## 第二章 市场体系建设

**第七条** 市人民政府及其有关部门应当采取措施，鼓励企业优化货物进出口贸易结构，促进加工贸易企业转型升级，增强上海口岸的集散作用，推动转口贸易和离岸贸易发展，配合国家有关部门支持进出口企业开展跨境贸易人民币结算。

市商务部门应当会同市有关部门支持企业建立国别进口商品中心，促进进口商品的展示、洽谈和交易，支持发展各类外贸转型基地。

**第八条** 市商务、发展改革、经济信息化、工商、金融服务、质量技监等部门应当在国家有关部门的指导下，依法规范和扶持建设具有集聚效应和交易规模的大宗商品交易市场，实现重点大宗商品领域的信息、定价、交易、结算功能，并完善物流、金融、信息、技术等服务。

市商务部门应当指导和支持有关行业协会、研究机构、企业等编制发布钢铁、化工、有色金属等重点大宗商品领域的价格指数、景气指数和风险指数。

**第九条** 市商务部门应当会同市有关部门制定并定期发布服务贸易促进指导目录，对列入服务贸易促进指导目录的服务贸易经营者和项目予以支持。

市统计、商务部门应当会同市有关部门建立服务贸易统计指标和体系，完善统计调查办法。市商务部门应当定期开展服务贸易综合评估、分析，向社会发布评估分析报告。

**第十条** 市商务部门应当在国家有关部门的指导下，利用现有国际国内资源，推动建立服务全国面向全球的技术进出口交易平台，实现信息集聚、资源协调整合、技术贸易促进等功能。

市商务部门应当支持技术进出口促进机构制定交易规则、标准和措施，推动技术进出口集中交易。



**第十一条** 市商务、规划国土、经济信息化、工商、旅游等部门应当按照商业与旅游、文化产业融合发展的要求，统筹发展中心城区商业、新城和郊区商业、社区商业，重点建设地标性商业中心、特色商业街区，促进大众消费和高端消费、商品消费和服务消费共同发展。

市人民政府配合国家有关部门在本市探索实施离境退税政策，选点设立免税商品购物店。

**第十二条** 本市促进电子商务市场发展，鼓励电子商务技术创新、经营模式创新和服务创新，推进电子商务与信息、金融、物流等融合发展，推广电子商务的广泛应用。

市人民政府及其有关部门应当推进电子商务公共服务平台和支撑服务体系建设，支持企业发展自营、第三方、专业服务电子商务平台，培育发展大型电子商务平台，引导各类电子商务平台的经营者规范经营，优化电子商务发展环境。

市商务部门应当配合国家有关部门探索解决电子商务中的进出口报关报检、结汇、跨境结算、退税等问题，支持跨境电子商务发展。

### 第三章 贸易主体建设

**第十三条** 本市鼓励境内外企业在本市设立采购中心、分拨中心、营销中心、结算中心、物流中心、品牌培育中心等具有贸易营运和管理功能的贸易型总部。经市商务部门认定的贸易型总部，在通关流程、人才引进、资金结算、投资便利、人员出入境等方面按照规定享受优惠政策。市发展改革、财政、合作交流等部门应当给予协助和配合。

贸易型总部认定标准、优惠措施，由市商务部门会同市发展改革、财政、合作交流等部门制定具体办法，报市人民政府批准后实施。

**第十四条** 市商务、发展改革、财政等部门应当采取措施，鼓励本市具有先进技术、品牌优势、规模实力或者市场基础的企业开展跨国经营，支持其设立境外分支机构和研发中心、拓展境外业务、发展国际营销网络。

市商务、发展改革部门应当按照国家和本市有关规定，简化企业境外投资项目核准手续，推进境外投资便利化。

**第十五条** 市经济信息化、商务等部门应当采取措施，鼓励中小企业参与商业流通、贸易服务等产业发展，支持其开展批发零售、连锁经营、物流、会展服务、广告代理、品牌创意、营销策划等业务并拓展境内外市场。

**第十六条** 本市支持行业协会开展行业服务，引导企业开拓市场，依法参与贸易摩擦应对、行业评估、标准制定等相关工作。

本市支持咨询、会展、经纪、会计、法律、税务等与贸易有关的专业服务机构发展。专业服务机构应当规范经营，提高专业水平和服务能力，增强行业自律。

本市鼓励境内外贸易促进机构、行业协会、商会等组织在上海设立总部或者常驻代表机构，支持其依法开展业务活动，促进贸易发展。

#### 第四章 区域布局和基础设施建设

**第十七条** 第十七条市和区、县人民政府应当根据上海建设国际贸易中心规划，依托黄浦江两岸重点发展区域、虹桥商务区和综合保税区等区域的发展优势，规划建设各类贸易集聚区。

市规划国土部门和有关区、县人民政府在组织编制控制性详细规划和土地利用年度计划时，应当依据本市城市总体规划和土地利用总体规划，结合上海建设国际贸易中心规划的要求，保障贸易集聚区的建设用地需求。

**第十八条** 市人民政府及其有关部门应当在国家有关部门的指导下，推动海关特殊监管区域的功能创新和转型升级，鼓励贸易与金融、航运、物流、制造、会展等产业融合发展，探索建立符合国际惯例的自由贸易园区；在外高桥保税区推进国家进口贸易促进创新示范区建设，拓展离岸贸易等新型贸易服务。

本市各类海关特殊监管区域管理机构应当在国家有关部门的指导下，支持开展国际大宗商品、国外高新技术产品和进口消费品的保税展示等业务。

**第十九条** 市商务部门应当会同市规划国土等部门和区、县人民政府根据本市国民经济和社会发展规划，结合区域发展和人口规模组织编制商业网点布局规划，报市人民政府批准后，纳入相应的城乡规划。

本市商业网点建设以及既有商业网点改变用途和业态的，应当符合商业网点布局规划。

**第二十条** 市有关部门和区、县人民政府应当根据贸易发展需要，合理规划物流设施布局，保障仓储、分拨、运输、配送等设施的建设用地，推动重点物流园区和物流基地的建设，构建口岸物流、制造业物流、城市配送物流和电子商务物流相结合的现代物流服务体系。

市经济信息化、商务等部门应当支持企业建立运输、仓储、货运代理和第三方物流信息管理系统，提升物流行业信息化应用水平。

## 第五章 贸易便利化和贸易促进

**第二十一条** 本市完善贸易便利化联席会议制度，推动建立贸易便利化的效率指标体系，规范贸易便利化工作流程。

**第二十二条** 本市鼓励区、县人民政府和产业园区管理机构设立贸易便利化集中服务场所，组织口岸查验机构和相关单位进驻联合办公，并建立日常运行协调机制，方便企业办理通关申报和相关的税务、外汇、金融、货代等业务。

**第二十三条** 市口岸服务、商务等部门应当在国家有关部门的指导下，加强通关协调服务，支持口岸查验机构优化通关流程和服务、加快口岸监管模式创新，推动进出口货物通关便利化。

本市支持口岸查验机构、口岸运营单位提高通关申报、查验、放行、后续监管等环节的信息化应用水平。

**第二十四条** 市金融服务等部门应当在国家有关部门的指导下，鼓励金融机构围绕贸易融资需求开展金融创新，重点发展供应链融资和进出口贸易融资等相关金融服务，推动建设跨境贸易人民币结算和融资业务中心。

**第二十五条** 本市鼓励会展业发展，吸引国际会展资源，促进上海发展成为国际会展中心城市。市商务部门应当会同市有关部门制定会展业相关标准，建立以会展企业诚信度为基础的分类管理制度，完善会展知识产权保护等相关制度。

市有关部门和区、县人民政府应当统筹规划本市会展场馆的布局和建设，建设国家级国际会展场馆，完善周边配套设施。市商务部门应当会同市有关部门定期对会展场馆的运行状况开展分析评价，评价结果作为会展场馆布局和完善周边配套设施的依据。

**第二十六条** 市质量技监部门应当会同市商务等部门引导企业参与相关国际、国家、行业和地方标准的研究和制定，采用国内外先进标准；鼓励企业开展各级各类贸易服务标准化示范试点建设；指导企业、行业协会开展境外认证、合格评定等标准化工作。

**第二十七条** 本市按照有利于贸易主体集聚和调动各方积极性的原则，按照国家规定，落实促进贸易发展

的财税政策，做好出口退税服务工作。

**第二十八条** 市人力资源部门应当会同市商务、教育等部门制定贸易人才的集聚、发展规划和培养引进计划，实施国际贸易人才开发计划，建立和完善以市场为导向、与上海国际贸易中心建设相适应的贸易人才使用评价机制。

市有关部门和区、县人民政府应当为引进的高层次、紧缺贸易人才在户籍和居住证办理、住房、医疗保障、子女就学等方面提供便利。对引进的境外贸易人才，出入境管理部门应当按照国家有关规定，简化出入境手续。

市有关部门应当按照有关规定，对为上海国际贸易中心建设做出贡献的各类贸易人才予以表彰或者奖励。

**第二十九条** 市商务部门应当收集、汇总国家和本市有关贸易发展的产业政策、产品标准、扶持措施、行业动态、办事程序等信息，并集中在《中国（上海）国际贸易中心网》上发布。本市有关部门和单位应当协助提供相关信息。

本市支持商业财经信息提供商建设与境外证券、期货、外汇、黄金等市场对接的财经资讯信息平台，为贸易主体提供国际贸易财经资讯服务，形成国际经贸信息港和全球贸易信息服务市场。

## 第六章 贸易秩序维护和法治环境建设

**第三十条** 市商务、财政、发展改革、经济信息化、工商、质量技监等部门和区、县人民政府应当加强配合，定期开展公平贸易情况通报及相关政策措施的审查，加强进出口公平贸易公共服务，支持行业协会、商会、企业和专业服务机构开展贸易摩擦协调、贸易调整援助、产业损害预警等公平贸易工作。

**第三十一条** 市商务、财政部门应当会同市有关部门引导企业以及相关行业协会、商会，按照国际贸易规则和惯例应对反倾销、反补贴、保障措施、知识产权、技术性贸易措施等贸易摩擦案件，加强国外相关措施对进出口贸易影响的统计和分析；指导受进口产品冲击的行业、企业向国家有关部门申请贸易救济，跟踪分析相关措施对产业的救济效果。

**第三十二条** 市商务部门对于因进口增加或者产业转移等遭受严重损害的产业或者企业，应当积极协助其制定发展振兴规划、实施转产研究、开展新产品研发、优化营销、改进管理、开展人员培训和进行重新安置等贸易调整项目。

**第三十三条** 市商务部门应当配合国家有关部门开展产业损害预警工作，定期收集产品进出口数量、价格以及国内同类产品生产经营情况等相关数据，完善产业安全数据库，通过分析评估及时反映本市产业、贸易、市场监测信息等情况。本市有关部门和单位应当协助提供相关数据。

**第三十四条** 市人民政府及其有关部门应当完善与贸易有关的知识产权保护长效机制，建立公共知识产权援助服务平台，依法查处侵犯知识产权的违法行为。

市商务部门应当会同市有关部门支持企业开展海外知识产权注册登记，建立企业海外知识产权维权援助工作机制，加强对企业海外维权的指导和帮助。

本市建立知识产权违法行为举报投诉奖励机制，加强对侵犯知识产权行为的社会监督。

**第三十五条** 市经济信息化、商务、工商、质量技监、食品药品监管等部门应当建立和完善商务信用信息征集制度，记录贸易主体获得行政许可、违法违规处理情况等信用信息，建立信用信息共享机制，完善信用信息披露机制和查询服务。

**第三十六条** 本市鼓励信用服务机构开发信用产品，支持信用服务机构的合法经营活动，促进信用服务市场发展。

市商务、经济信息化等部门应当支持信用服务机构开展信用担保、信用评级、商业征信、商业保理、中小企业融资等有关信用产品的开发和创新。

市人民政府及其有关部门应当支持贸易企业在合同签订、合同履行等活动中使用信用产品防范经营风险，鼓励贸易企业提高信用管理水平。

**第三十七条** 本市各级人民法院应当依法完善贸易纠纷审判机制，加大对贸易纠纷案件的执行力度。

本市仲裁机构应当依据法律、法规和国际惯例，完善仲裁规则，提高贸易纠纷仲裁专业水平和国际化程度。

本市支持各类商事纠纷专业调解机构依照国际惯例，采取多种形式解决贸易纠纷。

## 第七章 附则

**第三十八条** 本条例自 2013 年 1 月 1 日起施行。

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。